



同封物について

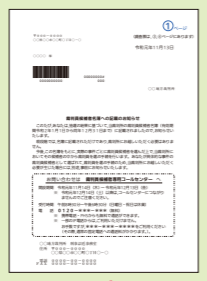
本パンフレット以外に以下の書類が同封されています。

本パンフレット以外に以下の書類が同封されています。

1 「最高裁判所長官からのごあいさつ」

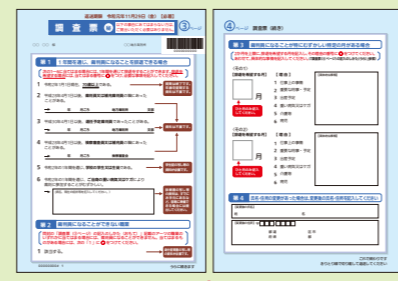
2 「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」

裁判員候補者としてお越しいただく場合の裁判所やコールセンターの電話番号が記載されています。



3 調査票

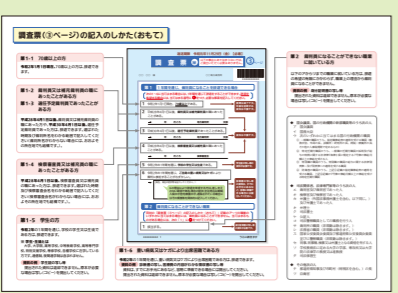
1 ページ目が「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」(2)に、2～4 ページ目が調査票(3)になっています。



1 枚の書類 (A3判)

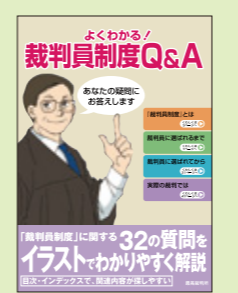
4 調査票の記入のしかた(A3判・両面)

調査票の回答のしかたや資料の提出についての説明が記載されています。



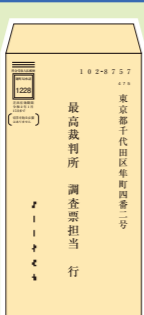
5 よくわかる!裁判員制度Q&A(小冊子)

裁判員制度がイラストでわかりやすく解説されています。



6 返送用封筒

調査票の返送時にご使用ください。



7 バーコードシール

返送用封筒(6)のうらの貼付欄に貼ってください。また、調査票(3)とあわせて提出する資料があれば、その資料の余白に貼ってください。このバーコードシールを貼ることで住所・氏名の記載を省略することができます。



調査票について

調査票により、辞退が認められる方は、裁判所にお越しいただくことはありません。

質問票により、辞退が認められる方は、質問票を送付して、具体的な裁判の日程を前提としたご都合等をお尋ねします。

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、無用に裁判所にお越しいただくことがないようにするためのものです。

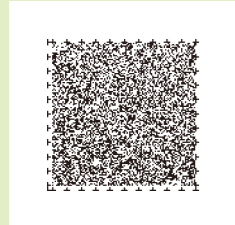
○調査票では、辞退の希望の有無やその理由、裁判員になることができない職業に就いているか(就職禁止事由)などについてお尋ねします。くわしくは同封の「**調査票の記入のしかた**」をご参照ください。

○**調査票のいずれかの項目に当てはまる方のみ**、必要事項を記入の上、返送用封筒に入れて**令和元年11月29日(金)【必着】**までにご返送ください。

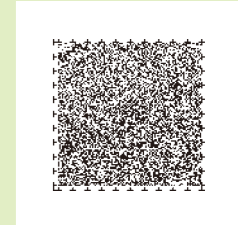
○現時点で**調査票のいずれの項目にも当てはまらない方は、返送は不要です。**なお、調査票で辞退を希望しなかった場合でも、実際の事件で裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や選任手続期日において辞退を申し出ていただくことが可能です。

【裁判所までお知らせください!】

身体の不自由などの理由により、お手伝いを必要とされる方は、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」に書かれている地方裁判所まで、お知らせください。



(音声コードです)



(音声コードです)